

○財務省告示第六十号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、平成二十八年二月二十二日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十八年三月八日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記

利付国庫債券（五年）（第二百二十六回）

二 発行の根拠

の法律及びその  
財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項及び財政

運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する

法律（平成二十四年法律第一百

一号）第二条第一項並びに特別

会計に関する法律（平成十九年

法律第二十三号）第四十七条第

一項及び第六十二条第一項

社債、株式等の振替に関する法

律（平成十三年法律第七十五号）

以下「振替法」という。）の規定

の適用を受けるものとし、その

振替機関は日本銀行とする。

価格を競争に付して行われる入

札（以下「価格競争入札」とい

う。）による発行（以下「価格競

争入札発行」という。）の価格競

争入札と同時に行われる入札で

あって、財務大臣が各国債市場

特別参加者ごとに応募限度額を

定めるものによる発行（以下「国

債市場特別参加者・第I非価格

三 振替法の適

用等

四 発行方法

五

方募

イ

ロ

六

イ

入札発競争	入札発競争	・別第II非	債参加者	行及び国	争入札発	非入札発	者入札発	特・別第I	国債参加場	入札発競争	入札発競争	法入決定
-------	-------	--------	------	------	------	------	------	-------	-------	-------	-------	------

競争入札発行」という。及び  
 格競争入札発行」という。  
 後に行われる入札であつた  
 務大臣が各国内債市場の特  
 にごとに応募限度額を定め  
 による発行（以下、国債市場  
 別参加者・第II非価格競争  
 発行と

各申込みの応募額を割り当てる。各  
 各申込みのうち応募額を順次  
 当てる。そのうち応募額を  
 各国債市場特別参加者ごと  
 各限額範囲内において各  
 申込みの応募額を割り当てる。

額面金額で二兆二千七百六十五  
 億円、財政法第四十一条の規  
 うに基づき発行した利付債に  
 定むべき額は、十億二千二百  
 三億三千九百八十五万二千  
 三億三千九百八十五万二千  
 運営に必要の財源の確保に関  
 たため



ハ

九 八

振 額 最  
替 単 位

五 万 円

三 百 四 十 五 億 九 千 六 百 七 十 二 万 円

十 十

ロ イ 一

発 行 行 格 日

平 成 二 十 八 年 二 月 二 十 二 日

額 上 面 金 額 一 百 一 十 七 銭  
以 上 の 額 一 百 一 十 七 銭  
額 一 百 一 十 七 銭

十 十

三 二

の 経 利 入 価 ・ 別 債 行 争 非 者 特 国 入 価 発  
払 過 札 格 第 参 市 及 入 札 格 第 参 市 札 格 行 行  
込 利 発 競 II 加 場 び 札 格 第 参 市 札 格 行 行  
み 子 率 行 争 非 者 特 国 発 競 I 加 場

年 〇 ・ 一 パ ー セ ン ト  
募 入 決 定 の 通 知 を 受 け た 者 は  
弘 込 額 に 加 え 第 二 十 号 に 規  
定 算 出 し た 金 額 を 第 十 号 に 規  
定 算 出 し た 金 額 を 第 十 号 に 規

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 0.1}{100} \times \frac{64}{365}$$

十四 初期利子

平成二十八年六月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十六号において規定する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.1}{100} \times \frac{1}{2}$$

十五 第二期以後の利子

毎年六月二十日及び十二月二十日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。

平成三十三年十二月二十日額面金額百円につき百円

十六 償還金額

日本銀行

十七 償還期限

財務大臣から通知を受けた者

十八 元利金支

平成二十八年二月二十二日

十九 払込期日

平成二十八年二月二十二日

二十 払込期日

平成二十八年二月二十二日